

写真貼付欄

※登録申請のみ
の場合は貼付け
不要です

3.0cm×2.4cm

介護支援専門員登録申請書
兼 介護支援専門員証交付申請書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

介護保険法 第69条の2第1項 及び介護保険法施行規則 第113条の7 の規定により、
第69条の7第1項及び第2項 第113条の20
次のとおり 介護支援専門員の登録 を申請します。
介護支援専門員証の交付

なお、私は介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約します。

フリガナ					生年月日		(西暦)				
氏 名	(姓)		(名)				年 月 日				
フリガナ											
住 所	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 (アパート・マンション等名称・号室)										
電話番号	(ー ※日中連絡が取れる電話番号をご記入ください										
個人番号 (マイナンバー)											
介護支援専門員 登録番号								※介護支援専門員登録番号は再研修修了者のみ記入してください。			
実務研修 (再研修) 修了年月日	令和 年 月 日						実務研修 (再研修) 修了番号				
介護支援専門員 証の交付	申請する ・ 申請しない (再研修の方は必ず申請するものです)						※どちらかを○で囲むこと。				
申請手数料	オンライン納付 ・ 窓口納付						※交付を申請しない場合は不要				

必ず裏面の「添付書類チェック欄」をご確認ください。

【添付書類チェック欄】

添付書類 チェック欄	交付申請 をする 場合 (しない場合 は不要)	☐	① 申請手数料 (2,100円) (オンライン納付、または窓口納付) ② 写真 2 枚 (縦3.0cm×横2.4cm) ※交付申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 ※裏面に「氏名・登録(修了)番号」を記載し、1枚は貼付け、2枚目は同封すること
	実務研修 修了者の 場合	☐	③ 実務研修修了証書の写し ※介護支援専門員の登録又は登録日から 5 年以内に介護支援専門員証の交付を申請する場合 ④ 住民票 (本籍地記載不要) ⑤ 個人番号確認書類 (次のいずれかの写し) ・マイナンバーカード (表裏) ・通知カード及び顔写真付き証明書 (運転免許証等) ・マイナンバーが記載された住民票及び顔写真付き証明書 (運転免許証等) ⑥ 研修修了後に氏名の変更がある場合は、戸籍抄本
	再研修 修了者の 場合	☐	⑦ 再研修修了証書の写し ⑧ 介護支援専門員証の原本 (平成17年度以前に登録した場合は、介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書(携帯用)の原本) ※紛失した場合は、その旨を欄外に記載すること。 ⑨ 個人番号確認書類 (次のいずれかの写し) ・マイナンバーカード (表裏) ・通知カード及び顔写真付き証明書 (運転免許証等) ・マイナンバーが記載された住民票及び顔写真付き証明書 (運転免許証等) ⑩ 住所・氏名に変更がある場合は、様式第 3 号介護支援専門員登録事項変更届出書

オンライン納付サイト



様式第 1 号関係【介護保険法第 6 9 条の 2 第 1 項に掲げる欠格事由】

1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者 ※ 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 5 介護保険法第 6 9 条の 3 8 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第 6 9 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 6 介護保険法第 6 9 条の 3 9 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過していない者 7 介護保険法第 6 9 条の 3 9 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しないもの

【介護保険法施行規則第 1 1 3 条の 5 の 2】

精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者